

「振込口座等登録（変更）申請書」記入上の注意

1 振込口座等登録とは

鳥取県では、より安全、確実、迅速にお支払いするため、氏名や振込口座等を申請していただくことをお願いしています。

申請していただいた情報は、「鳥取県奨学金管理システム」に登録して奨学金の振込みに使用します。

2 提出書類

- (1) 振込口座等登録（変更）申請書
- (2) 口座情報を確認できる書類(通帳の写し等)

「店番」「口座番号」「口座名義人のカナ名」の3点を確認できる書類が必要です。
(通帳の写しの例) (ゆうちょ銀行の場合)

The image shows two examples of bank passbook pages. The left example is from a general bank (〇〇銀行) and shows the account number 054 9876543 and the name (株)鳥取財務会計事務所 東部支社. The right example is from a post office bank (株式会社ゆうちょ銀行) and shows the account number 15220 1234578 and the name ユウチヨタクウ 様. Red boxes highlight these specific pieces of information. Red arrows point from these boxes to a red text box that says 'この部分が分かるようコピーしてください' (Please copy so that this part is understandable). Below the examples, another red text box says 'この部分が分かるようコピーしてください' with an arrow pointing to a box containing the name カトツリザイムカイセイムシヨ 様. At the bottom of the right example, a box contains the text: '全銀システムによる振込サービス開始後、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、次の内容をご指定ください【店名】五二八(読み ゴニハチ)【店番】528【預金種目】普通預金【口座番号】0123457'.

3 提出先・連絡先

【高校】 県内の学校に通っている場合は、学校へ提出してください。

県外の学校に通っている場合は、鳥取県教育委員会育英奨学室へご提出ください。

【大学】 鳥取県教育委員会育英奨学室へご提出ください。

○郵送先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
鳥取県教育委員会 育英奨学室

○持参の場合

県庁第2庁舎6階 育英奨学室

○電話でのお問い合わせ先

0857-29-7145

4 その他

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請してください。情報が古いままで確認に時間を要すると、お支払いが遅れる場合があります。

なお、金融機関の合併や店舗の統廃合等により変更が生じた場合は、金融機関から情報を収集することにより、県で登録内容を更新することがあります。

